

令和 8 年度

国営造成施設緊急整備対策調査
石岡台地地区事業計画書（案）補足設計業務

特 別 仕 様 書
（当初）

関東農政局 利根川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容
第1章 総 則 (適用範囲)	
第1-1 条	令和8年度 国営造成施設緊急整備対策調査 石岡台地地区事業計画書(案)補足設計業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この仕様書によるものとする。
(目 的) 第1-2 条	本業務は、石岡台地地区において、過年度作成した事業計画書(案)について、補足修正等を行うものである。
(場 所) 第1-3 条	この業務において対象とする施設の場所は、茨城県小美玉市中延地内他で別添「施行位置図」に示すとおりである。
(土地への立入り等) 第1-4 条	作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。
(履行確実性評価の 達成状況の確認) 第1-5 条	本業務の受注にあたり、予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。 なお、業務完了検査時までに提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。 (1) 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合 (2) 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合 (3) その他、業務計画書等示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合 (4) 業務成果品のミス、不備 等
(低入札価格契約に おける第三者照査) 第1-6 条	(1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下「第三者照査」という。)を実施しなければならない。 (2) 第三者照査の企業に要求される資格 - 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。 - 関東農政局において、令和7・8年度(当該業種区分)の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。 - 関東農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。 - 共通仕様書第1-30条守秘義務を遵守できるものであること。 - 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 ア 資本関係 (ア) 親会社と子会社の関係にある

項 目	内 容									
	(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある イ 人的関係 (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている (3) 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格 第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。 ○ 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者 ○ 照査技術者と同等の技術者資格を有する者 (4) 照査技術者の通知 受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。 (5) 照査計画 受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。 また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。 (6) 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い 特別仕様書第 4-1 条打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。 (7) 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録 共通仕様書第 1-12 条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス (AGRIS) の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。 (8) 契約不適合責任 引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第 41 条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。 (一般事項) 第 1-7 条 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図る。 (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。 (3) 現地調査にあたっては、言動等に十分注意を払い、住民等から無用の不審を招かないよう十分注意するものとする。 (4) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。 (5) 施設内に立ち入る場合は、監督職員及び施設管理者等関係機関との連絡調整を密接に行い、安全かつ効率的に実施できるよう配慮しなければならない。 (管理技術者) 第 1-8 条 管理技術者は、共通仕様書第 1-6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。 <table><tr><th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr><tr><td rowspan="3">技術士</td><td rowspan="2">総合技術監理</td><td>電気電子－電子応用 農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画</td></tr><tr><td>電子応用</td></tr><tr><td>農 業</td><td>農業土木 農業農村工学 農村地域計画</td></tr></table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	電気電子－電子応用 農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画	電子応用	農 業	農業土木 農業農村工学 農村地域計画
資 格	技術部門	選択科目								
技術士	総合技術監理	電気電子－電子応用 農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画								
		電子応用								
	農 業	農業土木 農業農村工学 農村地域計画								

項 目	内 容		
(照査技術者) 第 1-9 条			農村地域・資源計画
	博士	当該業務に関連する学術部門	—
	シビルコンサルティングマネージャー	電気電子	—
		農業土木	—
	(1) 照査技術者は、共通仕様書第 1-7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。		
	資 格	技術部門	選択科目
	技術士	総合技術監理	電気電子－電子応用 農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画
		電気電子	電子応用
		農 業	農業土木 農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画
	博士	当該業務に関連する学術部門	—
(担当技術者) 第 1-10 条	シビルコンサルティングマネージャー	電気電子	—
		農業土木	—
	(2) この業務における照査は、「設計業務照査の手引書（案）」（以下「照査手引書」という。）に基づき実施する。また、「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書第 1-7 条第 5 項に規定する報告書に含めて提出するものとする。		
	(3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。		
	担当技術者は共通仕様書第 1-8 条によるものとする。		
	(配置技術者の確認) 第 1-11 条		
	共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。		
	(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。		
	(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス (AGRIS) への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。		
	(保険加入) 第 1-12 条		
	受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。		

項 目	内 容																																				
第2章 作業条件 (適用する図書) 第2-1条	この業務の基本的事項に関しては、次に示す図書によるものとする。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。 <table><tr><th>No.</th><th>名 称</th><th>発 行 所</th><th>制定(改訂)年月</th></tr><tr><td>1</td><td>【改訂版】 新たな土地改良の効果算定マニュアル</td><td>(株) 大成出版社</td><td>平成27年9月</td></tr><tr><td>2</td><td>水管理制御方式技術指針(計画設計編)</td><td>農林水産省ホームページ 参照 https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kyotu_siyosyo/kikaisisin/mizukanri.html</td><td>令和6年10月</td></tr><tr><td>3</td><td>令和8年度農林水産省 土地改良工事積算基準(施設機械)</td><td>農林水産省ホームページ 参照 https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/sekisan_kijun/index.html</td><td rowspan="2">令和8年4月 (予定)</td></tr><tr><td>4</td><td>令和8年度農林水産省 土地改良工事積算基準(機械経費)</td></tr></table>	No.	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月	1	【改訂版】 新たな土地改良の効果算定マニュアル	(株) 大成出版社	平成27年9月	2	水管理制御方式技術指針(計画設計編)	農林水産省ホームページ 参照 https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kyotu_siyosyo/kikaisisin/mizukanri.html	令和6年10月	3	令和8年度農林水産省 土地改良工事積算基準(施設機械)	農林水産省ホームページ 参照 https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/sekisan_kijun/index.html	令和8年4月 (予定)	4	令和8年度農林水産省 土地改良工事積算基準(機械経費)																		
No.	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月																																		
1	【改訂版】 新たな土地改良の効果算定マニュアル	(株) 大成出版社	平成27年9月																																		
2	水管理制御方式技術指針(計画設計編)	農林水産省ホームページ 参照 https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kyotu_siyosyo/kikaisisin/mizukanri.html	令和6年10月																																		
3	令和8年度農林水産省 土地改良工事積算基準(施設機械)	農林水産省ホームページ 参照 https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/sekisan_kijun/index.html	令和8年4月 (予定)																																		
4	令和8年度農林水産省 土地改良工事積算基準(機械経費)																																				
(作業条件) 第2-2条	本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。 (1) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工法を計画立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合わせを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。 (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。																																				
(参考図書) 第2-3条	作業の参考とする図書は、共通仕様書第2-1条によるほか、次表によるものとする。 <table><tr><th>番号</th><th>名 称</th><th>発 行 所</th><th>制定(改訂)年月</th></tr><tr><td>1</td><td>国営土地改良事業調査計画マニュアル</td><td>(一社)農業土木事業協会</td><td>平成5年3月</td></tr></table>	番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月	1	国営土地改良事業調査計画マニュアル	(一社)農業土木事業協会	平成5年3月																												
番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月																																		
1	国営土地改良事業調査計画マニュアル	(一社)農業土木事業協会	平成5年3月																																		
(貸与資料) 第2-4条	貸与資料は、次のとおりであるが、その他必要な資料がある場合は、監督職員と協議するものとする。 <table><tr><th colspan="3">貸 与 資 料</th><th>数量</th></tr><tr><td colspan="3">事業誌 石岡台地</td><td>一式</td></tr><tr><td>令和5年度 農業基盤情報管理調査 業務 報告書</td><td colspan="2">石岡台地地区受益面積調査業務</td><td>一式</td></tr><tr><td>令和6年度 地域整備方向検討調査 業務 報告書</td><td colspan="2">石岡台地地区受益面積補足調査業務</td><td>一式</td></tr><tr><td colspan="3">水管理施設整備に係る効果算定の解説について(令和3年4月5日)</td><td>一式</td></tr><tr><td colspan="3">土地改良事業の費用対効果分析マニュアルの制定について(平成19年3月28日付け18農振第1597号農村振興局企画部長通知(令和7年4月2日一部改正)) (以下「効果算定マニュアル」とする)</td><td>一式</td></tr><tr><td colspan="3">国営利根中央土地改良事業計画書(国営造成土地改良施設整備)及び補足説明資料</td><td>一式</td></tr><tr><td>令和7年度 地域整備方向検討調査 業務 特別仕様書^{※1}</td><td colspan="2">石岡台地地域水管理施設補足設計業務</td><td>一式</td></tr><tr><td>令和7年度 地域整備方向検討調査 業務 特別仕様書^{※2}</td><td colspan="2">石岡台地地域石岡台地地域経済効果算定その他業務</td><td>一式</td></tr></table> ※1 及び※2 については、業務実施中のため、今後、時点により変更する。 なお、本業務で検討する事業計画書(案)は、国営利根中央土地改良事業計画書と	貸 与 資 料			数量	事業誌 石岡台地			一式	令和5年度 農業基盤情報管理調査 業務 報告書	石岡台地地区受益面積調査業務		一式	令和6年度 地域整備方向検討調査 業務 報告書	石岡台地地区受益面積補足調査業務		一式	水管理施設整備に係る効果算定の解説について(令和3年4月5日)			一式	土地改良事業の費用対効果分析マニュアルの制定について(平成19年3月28日付け18農振第1597号農村振興局企画部長通知(令和7年4月2日一部改正)) (以下「効果算定マニュアル」とする)			一式	国営利根中央土地改良事業計画書(国営造成土地改良施設整備)及び補足説明資料			一式	令和7年度 地域整備方向検討調査 業務 特別仕様書 ^{※1}	石岡台地地域水管理施設補足設計業務		一式	令和7年度 地域整備方向検討調査 業務 特別仕様書 ^{※2}	石岡台地地域石岡台地地域経済効果算定その他業務		一式
貸 与 資 料			数量																																		
事業誌 石岡台地			一式																																		
令和5年度 農業基盤情報管理調査 業務 報告書	石岡台地地区受益面積調査業務		一式																																		
令和6年度 地域整備方向検討調査 業務 報告書	石岡台地地区受益面積補足調査業務		一式																																		
水管理施設整備に係る効果算定の解説について(令和3年4月5日)			一式																																		
土地改良事業の費用対効果分析マニュアルの制定について(平成19年3月28日付け18農振第1597号農村振興局企画部長通知(令和7年4月2日一部改正)) (以下「効果算定マニュアル」とする)			一式																																		
国営利根中央土地改良事業計画書(国営造成土地改良施設整備)及び補足説明資料			一式																																		
令和7年度 地域整備方向検討調査 業務 特別仕様書 ^{※1}	石岡台地地域水管理施設補足設計業務		一式																																		
令和7年度 地域整備方向検討調査 業務 特別仕様書 ^{※2}	石岡台地地域石岡台地地域経済効果算定その他業務		一式																																		

項 目	内 容
(貸与資料等の取扱い) 第 2-5 条	同等のものである。また、不足の図書やその他業務に必要な資料は必要に応じて貸与する。 第 2-3 条、第 2-4 条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。 (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項で相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。 (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括返納しなければならない。 (4) 上記記載資料以外の貸与資料がある場合には、その旨監督職員から指示する。
第 3 章 設計作業内容 (作業項目及び数量) 第 3-1 条	本業務における対象施設は、別紙 1「設計基本条件」、作業項目及び数量は、別紙 2「作業項目内訳表」に示すとおりである。
(設計作業の留意点) 第 3-2 条	設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。 (1) 設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。 (2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。 (3) 第 2-3 条、第 2-4 条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 (4) 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。 (5) 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、取りまとめるものとする。なお、コスト縮減に関する新技術や新工法等の選定に当たっては、農業農村整備民間技術情報データベース (NNTD)、農業水利施設保全補修ガイドブック 2024 ((一社)農業土木事業協会発行) 及び新技術情報システム (NETIS) 等を積極的に活用しなければならない。 1) 農業農村整備民間技術情報データベース (NNTD) については、 URL (https://nn-techinfo.jp/) を参照。 2) 農業水利施設保全補修ガイドブック 2024 については、 URL (https://www.jagree.or.jp/publication/books/no9/) を参照。 3) 新技術情報システム (NETIS) については、 https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS を参照。 (6) 数量計算に当たっては、施設機械工事等数量算出要領(案)に基づき行うものとし、それ以外については、監督職員と協議するものとする。 (7) 総合的な考察及び判定は、相当の技術を有する技術者により、現況を十分把握のうえ行う。 (8) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工法計画立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合わせを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。 (9) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。

項 目	内 容
(業務写真における黒板情報の電子化) 第 3-3 条	黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。 （１）使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」 (URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載する基準を用いた信性憑確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。 （２）機器等の導入 １）黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 ２）受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。 （３）黒板情報の電子的記入に関する取扱い １）受注者は、（１）の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 ２）本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記（１）に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）６写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 ３）黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。 （４）写真の納品 受注者は、（３）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時に URL(https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。 （５）費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。
(技術提案の履行) 第 3-4 条	技術提案書における技術提案内容については、共通仕様書第 1-11 条に示す業務計画書に反映の上作成し、監督職員の承諾を得なければならない。また、技術提案内容の履行確認に当たっては、業務完了時までに履行が確認できる資料を監督職員に提出するものとする。なお、技術提案書を業務計画書に添付しないこと。
第 4 章 打合せ (打合せ) 第 4-1 条	共通仕様書第 1-10 条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 （１）打合せ時期 初 回 作業着手の段階 第 2 回 中間打合せ（経済効果算定資料の更新時）

項 目	内 容
	第3回 中間打合せ（事業計画書（案）の修正時） 第4回 中間打合せ（土地改良法手続きに係る書面の作成時） 最終回 報告書原稿作成段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、内容について監督職員と相互に確認するものとする。 ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せを行うこととし、設計変更の対象としない。 その際、管理技術者は、共通仕様書第 1-11 条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。 （2）打合せ場所 各拠点での Web 会議方式とする。
第5章 成果物 （成果物） 第5-1条	成果物は、共通仕様書第 1-17 条に基づき「設計業務等の電子納品要領（案）電気通信設備編」により作成し、次のものを提出しなければならない。 （1）成果物の電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R 又は BD-R）正副 2 部 このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R）により別途 1 部を提出するものとする。 （2）成果物の出力 1 部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可） なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。
（成果物の提出先） 第5-2条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 千葉県柏市根戸 471-65 関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所
第6章 契約変更 （契約変更） 第6-1条	業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 （1）第 2-2 条に示す「作業条件」に変更が生じた場合。 （2）第 3-1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 （3）第 4-1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 （4）第 5-1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 （5）履行期間の変更が生じた場合。 （6）関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合。 （7）その他
第7章 定めなき事項 （定めなき事項） 第7-1条	この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙 1 設計基本条件

①管理対象施設

施設区分	施設名称	主要設備
揚水機場	第1揚水機場	ポンプ、水位計、雨量計
	第2揚水機場	ポンプ、水位計、雨量計
	第3揚水機場	ポンプ、水位計、雨量計
幹線水路	美野里幹線水路	制水弁4箇所、分土工4箇所
	岩間幹線水路	制水弁1箇所、分土工2箇所
	柿岡幹線水路	分土工1箇所
	小川幹線水路	制水弁1箇所、分土工2箇所
	千代田幹線水路	制水弁4箇所、分土工5箇所

※ 巡視員による操作・監視の施設は含まず

②管理方式

施設名称	設備名称	管理方式
第1揚水機場	ポンプ サージタンク水位計 暗渠水位計	遠方監視、自動制御、遠方制御
第2揚水機場	ポンプ サージタンク水位計	遠方監視、自動制御、遠方制御
第3揚水機場	ポンプ 吐水槽水位計 サージタンク水位計	遠方監視、自動制御、遠方制御
美野里幹線水路	1号制水弁 2号制水弁 3号制水弁 4号制水弁 5号分土工 10号分土工 20号分土工 22号分土工	遠方監視、自動制御、遠方制御
	1号分土工 2号分土工 3号分土工 4号分土工 6号分土工 7号分土工 8号分土工 9号分土工 10-1号分土工 10-2号分土工 10-3号分土工 10-4号分土工 10-5号分土工 10-6号分土工 11号分土工 12号分土工 12-1号分土工 12-3号分土工 13号分土工 14号分土工 15号分土工 16号分土工 17号分土工 17-1号分土工 17-2号分土工 17-3号分土工 17-4号分土工 17-5号分土工 17-6号分土工 17-7号分土工 18号分土工 19号分土工 21号分土工	巡視員による操作・監視
	岩間幹線水路	制水弁
	1号分土工 2号分土工 3号分土工 4号分土工	遠方監視、自動制御、遠方制御 巡視員による操作・監視 遠方監視、自動制御、遠方制御
	柿岡幹線水路	分土工
	小川幹線水路	1号制水弁 1号分土工 2号分土工 3号分土工 4号分土工 末端分土工
	1号制水弁 2号制水弁 3号制水弁 4号制水弁	遠方監視、自動制御、遠方制御
	1号分土工 2号分土工 3号分土工 4号分土工 5号分土工 6号分土工 7号分土工 末端分土工	巡視員による操作・監視 遠方監視、自動制御、遠方制御 巡視員による操作・監視 遠方監視、自動制御、遠方制御 巡視員による操作・監視 遠方監視、自動制御、遠方制御

別紙2 作業項目内訳表

業務名: 令和8年度 国営造成施設緊急整備対策調査 石岡台地地区事業計画書(案)補足設計業務

作業項目	作業内容	数量	備考
1. 準備作業	発注者が貸与する過年度業務成果、その他の業務に要する貸与資料等(以下「貸与資料等」とし、個別貸与資料については『』にて表記する)の把握を行い、作業計画を立案する。	一式	
2. 受益面積の修正・更新			
2-1.受益面積の整理	貸与資料等を基に、昨年度の転用実績等を反映し、受益面積の修正及び更新を行い、各種区分別(市町別、地目別、着水・未着水別、水管理施設分水工掛等)の面積集計を行う。	一式	
2-2.GIS地番図の修正・更新	上記の結果等を踏まえ、GIS地番図の修正及び更新を行う。また、昨年度業務で、登記情報と公図に不整合が見られた143筆について、公図を基にGIS地番図の修正および更新を行う。さらに、各種区分別(市町別、地目別、着水・未着水別、水管理施設分水工掛等)の図面の作成を行う。	一式	
3. 現況土地利用面積の整理	過年度の受益面積結果、直近5カ年の転作実績及び統計資料等を基に、「効果算定マニュアル」第2章第2節総費用総便益比及び所得償還率の第6表を作成するため、現況土地利用面積について整理を行う。	一式	
4. 経済効果算定資料の更新			
1) 諸係数の改正等を踏まえた総費用及び総便益の更新	過年度に作成した経済効果算定資料のうち、総費用及び総便益について、発注者より貸与する最新の「土地改良事業の費用対効果分析に必要な諸係数」の支出済費用換算係数の改正値や事業費の更新結果等を用いて、データの更新を行う。	一式	
2) 総括表等の更新	過年度に作成した経済効果算定資料のうち、総括表(第1表～第3表及び第5表)について、上記(1)の結果を踏まえ、データ更新を行う。	一式	
5. 新規地区検討会資料の修正	昨年度に作成した当該資料をもとに省内各審査段階において、当該資料を修正する。併せて、事業概要をまとめたパワーポイント資料(10ページ程度)を作成する。	一式	
6. 事業計画書(案)及び補足説明資料の修正	昨年度に作成した事業計画書(案)及び事業計画書(案)説明資料(目的、地域及び地積、一般計画、対象施設の状況、主要工事計画、工事の着手及び完了の予定時期、環境との調和への配慮、事業費の総額及び内訳、効用、関連する事業)について、上記作業の成果及び省内審査を踏まえ、修正する。併せて、現況平面図、計画平面図、主要構造図、図面目録)を修正する。	一式	
7. 同意省略要件チェックリスト及び説明資料の修正	当該事業について、「国営土地改良事業における同意徴集手続きの省略が可能となる施設更新事業」に該当するかを確認するため、別途貸与する石岡台地土地改良区維持管理計画書(案)及び本業務で整理する維持管理費等を活用し、①事業目的要件及び管理事業計画の同一性要件、②組合員負担金の相当性要件について、別途発注者から示す昨年度作成した同意省略要件チェックリスト及び説明資料を修正する。	一式	
8. 土地改良法手続きに係る書面の作成	4. の作業を踏まえ、事業計画概要書、施設に係る予定管理方法等を記載した書面、事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準を記載した書面の作成を行う。また、必要に応じて過年度作成した一定地域調書の修正を行う。	一式	
9. 水管理施設工事資料の修正	過年度作成したクラウド方式の実施設計、基礎の検討・施工計画の作成、機器仕様、概算工事費、特別仕様書(案)について、省内審査を踏まえ修正する。	一式	
10. 照査	照査計画に基づき、業務の節目ごとに照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	一式	
11. 点検・取りまとめ	上記各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	一式	

本地区の受益面積: 3.835ha、受益筆: 約20,000筆
関係土地改良区: 石岡台地土地改良区
関係市町: 石岡市、笠間市、かすみがうら市、行方市、鉾田市、小美玉市、東茨城郡茨城町